

サイクルステーション・エイド公募審査会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 サイクル県やまぐち推進協議会が公募するサイクルステーション・エイド設置において、公募に参加させる者を厳正かつ公平に選考する等、公募事務の適正化を図ることを目的として、事務局（スポーツ推進課内）にサイクルステーション・エイド公募審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審査会は、次に掲げる事項を審査する。

- (1) 公募資格に関すること。
- (2) 公募者の選考に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、公募事務を適正に行うため特に必要と認められること。

(組織)

第3条 審査会は、事務局長及び事務局員、山口県自転車競技連盟事務局、山口県観光連盟事務局をもって組織する。

2 会長は、事務局長（スポーツ推進課長）をもって充てる。

3 メンバーは、事務局員及び山口県自転車競技連盟事務局、山口県観光連盟事務局をもって充てる。

(会議)

第4条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて召集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

(関係職員の出席)

第5条 会長は、必要があると認めるときは、メンバー以外の関係者を会議に出席させ、必要な説明を求めることができる。

(守秘義務)

第6条 会長及びメンバーは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。
その職務を退いた後も同様とする。

(庶務)

第7条 審査会の庶務は、管理を担当する班で処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年6月5日から施行する。